

第2期イノシシ保護管理計画の概要

1 保護管理すべき鳥獣の種類：イノシシ（交雑種*1を含む）

*1 交雑種：遺伝子内に家畜であるブタの遺伝子が認められるイノシシ

2 計画期間：平成24年度～28年度(5年間)

3 計画対象地域：兵庫県全域

4 計画策定の目的

- (1) 農業被害の軽減
- (2) 生活環境被害と人身事故の解消
- (3) 地域個体群の健全な維持

5 これまでの経過と現状

(1) これまでの取り組み

農業被害、生活環境被害、人身被害が深刻なイノシシについて、平成21年度にイノシシ保護管理計画を策定し、生息密度の低減を目的とした捕獲対策や防護柵の設置等を推進してきた。

また、六甲山地での餌付けによる人慣れしたイノシシ対策として、餌付け防止と安全対策の普及啓発に取り組んできた。

(2) 現状

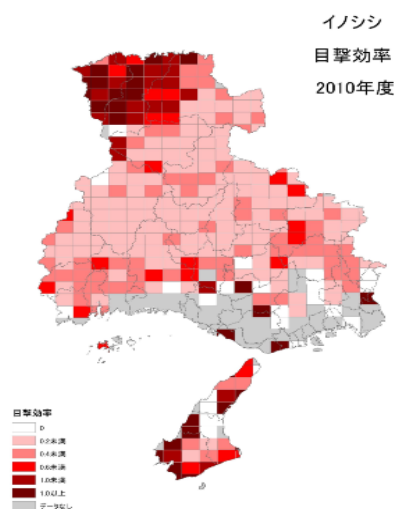
分布域

瀬戸内海沿岸部の一部を除いてほぼ全県に生息し、北但馬、丹波、阪神北、西播磨、淡路島で生息密度の高い地域が見られる。

六甲山地に人馴れしたイノシシが分布し、山裾だけでなく市街地への侵出も見られる。

生息状況

捕獲数、目撃効率の推移から生息頭数が減少している傾向は認められない。



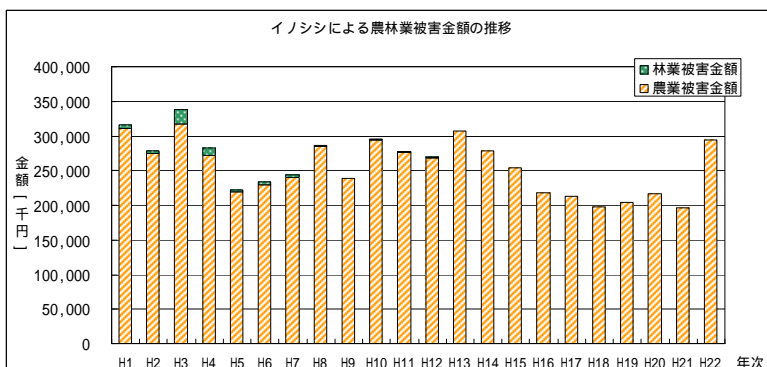
被害状況

農業被害

平成22年度2億9千万円（全体の30%）で、近年再び増加傾向にある。

生活環境被害

平成22年度、六甲山地での餌付けによる人馴れしたイノシシによる人身被害件数過去最多



6 保護管理の基本的な考え方

イノシシの生息動向と被害状況を踏まえ、年度ごとに個体数管理や被害対策への取り組みを検討する順応的管理を行う。

目標の設定

被害軽減と個体群保全の両面から適切な被害水準、生息密度指標の目標を設定



年度別事業実施計画

- ・ 生息状況を把握し、捕獲対策の影響を検討
- ・ 狩猟に関する規制の調整を実施
- ・ 捕獲の促進、被害軽減に向けた具体的方策

年度別事業実施計画は、保護管理計画の下位計画で、「野生動物保護管理運営協議会」で検討・協議の上で、県が作成し公表する。

7 保護管理の目標

下記を達成するために必要な生息密度に誘導する。

- (1) 人身被害の解消
- (2) 農業被害の半減（「深刻」*²な集落の割合4%以下 「大きい」*¹集落の割合10%以下）

*² 森林動物研究センターが毎年実施している農業被害状況アンケート調査において、「深刻」「大きい」「軽微」「ほとんどない」「いない」の5段階に区分している被害程度の内、「深刻」は生産量の30%を超える被害が出ている集落、「大きい」は30%未満の被害が出ている集落。

8 目標達成のための方策

- (1) 個体数管理

目撃効率*³ 0.2以下となるよう個体数管理を行う。

*³ 目撃効率：1人の狩猟者が1日に目撃したシカの頭数の平均値

【方策】

生息状況を把握した上で、適切な個体数管理を実施する。なお、イノシシは個体数変動が激しい動物のため、直接的な年間捕獲目標は設定しない。

- (2) 被害防除

地域住民の主体的な被害対策への取り組みを進めるため、県や市町、関係団体が積極的に支援する。

【方策】

- ・ 地域住民主体の被害対策と行政支援
- ・ 防護柵の設置・点検・改善
- ・ 被害地域での適切な捕獲の推進
- ・ イノシシを引き寄せない集落づくりの普及指導
- ・ 六甲山を中心としたイノシシの餌付防止とイノシシ安全対策の普及啓発

- (3) 生息環境管理

広葉樹林の保全・復元や、針葉樹人工林の広葉樹林・針広混交林への誘導など、野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備を図る。

- (4) その他保護管理を推進するために必要な事項

狩猟者の確保、捕獲効率を高めるための捕獲方法の開発と普及等

9 モニタリング等調査研究

生息状況や被害状況等を毎年把握し、捕獲対策の影響など検証する。